

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
プライバシーマーク付与適格性審査事業の
現地審査に係る費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、プライバシーマーク付与の適格性に関する審査（以下「付与適格性審査」という。）に要した交通費、宿泊費等の旅費（以下「現地審査費」という。）について定める。

(審査に要した旅費)

第2条 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「当協会」という。）は、申請事業者に対し、現地審査費を、当協会の旅費規程に基づき請求することができるものとする。

(請求及び振込)

第3条 現地審査費は、現地審査終了後に請求するものとする。

2 現地審査費の請求を受けた事業者は、速やかに当協会の指定する金融機関に現地審査費を振り込むものとする。ただし、振込費用は、申請事業者の負担とする。

3 請求に当たって当協会は、交通費及び宿泊費に関する領収書ないし、その写しを添付することを要しないものとする。

4 当協会が定める規定により審査を打ち切る場合であっても、いったん納付を受けた現地審査費については、返還しない。

(審査の中断又は打ち切り)

第4条 当協会は、現地審査費の請求した日から3ヶ月を過ぎても入金振が確認できない場合は、付与適格性審査を中断又は打ち切ることができるものとする。

(現地審査費に関する情報の公開)

第5条 当協会は、本規程又は本規程で規定する内容と同等以上の情報を、常に最新の状態で公表するものとする。

2 公表は、当協会ウェブサイトにおいて行う。

(改定)

第6条 本規程の改定は、付与機関（一般財団法人日本情報経済社会推進協会をいう。）が定める規定基準等に準じ審査室が起草し、プライバシーマーク審査会の承認を得て行うものとする。

(附則)

本規程は、平成17年 7月 4日から施行する。

(附則)

本規程は、平成24年 3月21日から施行する。

附 則 (平成25年5月15日)

この改正規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日(平成25年6月3日)から施行する。

附 則 (平成26年2月4日)

この改正規定は、平成26年2月4日から施行する。